

菩薩行としての業

— 撰大乘論無性註第二章第三十四節解説 —

片野道雄

瑜伽唯識における業の思想は、世親の『成業論』にも指摘しているように、アローヤ識縁起の思想の上に展開しているのであって、しかも、業に關してのこの思想はまた大乘の菩薩行の展開の重要な基盤ともなっている。^①

ところで、業(karman)という言葉には、『莊嚴經論』菩提品(IX Bodhyadhikara)梵文第二十七—三十六偈に見られるように、二、(四)明於無漏界佛之三種甚深義における①広説甚深義三の下、○明業甚深義として、宝依止業(ratnācraiyatva-karman)、成熟有情業(sattvapariṣaccana-ka)、『到辺際業(nisihagama-ka)、『説法業(dharmadegana-ka)、『変化等所作業(nirmanādhikṛitya-ka)、『智転業(jñānapravṛitti-ka)、『無分別業(avikalpana-ka)種々相智業(cittakārajñāna-ka)、『智不転業(jñānapravṛitti-ka)、『智殊勝業(jñānaviśeṣa-ka)など、十種の甚深なる義による、諸佛の業として用いられる場合もある。同じく『莊嚴經論』業伴品(XV Upāyasaṃhitakarmadhikāra)も、品名の示す如く、佛道実践の業として、kartti-karma-kriyāの三輪清淨の業として(mandalaparipuḍḍhitah)、

viṣuddhyupāyam karmāṇo darśayati (Skt. p. 98, II. 15-16) を叙述し、また kāyavākcittatānīmānaprayogo-pāyakarmakāḥ (Skt. IX 58ab), karmadvayatagca, yā mairi nisṣandena kāyakarmaṇā saṃgrīhītā (Skt. XVII, p. 122, II. 2-3), yathābhūtaparijānasya karmāṇān mātṛmṛyaṇ (Skt. XIX, p. 169, II. 1-2), pāresāṇi prasādajanakatvaṇi karma saṃdarśitaṇi (Skt. XX-XXI, p. 185, I. 21) などの他、『莊嚴經論』のみならず、他の唯識論書においても、かかる転識得智としての転依の世界・智の内容として業の思想がかなり重要な意味をもつて展開しているのである。

ここに解説を試みようとする『撰大乘論』第二章所知相、第三十四節は、菩薩が三十二の法を具有するとき、菩薩が菩薩としてなり得るといふ経文を引用して、それら三十二の法は十六の業によって解釈せられているのである。しかも、この第三十四節は第二章の最後の節であり、叙述の内容の上からも第三章入所知相以下の叙述に関連したものととなっているが、それらの思想の根源的総合的な考察は稿を改めることとして、ここでは、『撰大乘論』の第二章第三十四節に対してかなり詳しく註釈している無性 (Asvabhava) の会釈 (upāṇibandhana) を解説することとする。

二

ところで、『撰大乘論』第二章は、周知の通り、おもに「縁起せる諸法の相なる三性を説く」のであって、しかも、本節・第三十四節は、第三十二節^③の当初において、前節の佛の説法の説述に関連して、

大乘の法を解釈しようとする者は要約して三種によって説かれるべきである。「すなわち、」

(1)縁起を説くことと、(2)縁起せる諸法の相を説くことと、(3)すでに説かれた意味を説くこと、
 によって説かれるべきである。(佐々木四本対照附、p. 76, ll. 2-6)

と叙述する中の(3)にもとづくものである。この「すでに説かれた意味を説くこと」は第三十二節第三項、第三十三節、第三十四節によって叙述せられている。『撰大乘論』の構成の上からそれらを見ると、既に注意せられているように、(1)の「縁起を説くこと」とはまさしく本論第一章所知依を要約するものであり、(2)の「縁起せる諸法の相を説くこと」とは三性説を叙述する本論第二章所知相を、(3)は第三章以下を要約していると考えられる。所知相・三性説は本論第二章の叙述によっても知られるように、唯識思想の根本思想となるものであり、撰大乘する根本思想の根源的な意味をもつものでもある。このような意味をもつところの本論第二章において、さらに、(3)の「すでに説かれた意味を説くこと」——諸佛のすぐれた徳(śūdra)と菩薩の利他行の具体的な意味(artha)が叙述せられていることは、そこにまた、三性説の根源的な意味を顕著に開顕しようとするものに他ならないと思われる。さて、本論第三十二節の第三項は、

すでに説かれた意味を説くこととは何かと言えば、すなわち、先に説かれた句 (pūrvoktapada) は諸余の句 (śūdrāṅ) によって、「仏のすぐれた」徳による (śūdrāṅ) か、あるいは、「菩薩の利他行の具体的な」意味による (arthāṅ) (arthadhikaraṇa) かによつて解釈して説かれる。(佐々木四本対照附、p. 77, l. 13—p. 78, l. 1)

と述べ、それに続いて第三十三節では、

「佛のすぐれた」徳によるとは、すなわち、(1)極清浄なる覺があり、(2)二の現行がなく、(3)無相なる法に畢竟して趣き、(4)佛処に住し、(5)一切の佛との平等性を得ており、(6)障碍がなく常に了達し、(7)不退の法を有し、

(8) 行境が奪われることなく、(9) 建立不可思議で、(10) 三時の平等性を証解し、(11) 一切の世間界に遍滿せる身を有し、(12) 一切の法について疑惑のない智があり、(13) 一切の行と相応する覚があり、(14) 法を知ることには疑惑がなく(15) 分別のない身があり、(16) 一切の菩薩によって求められている智があり、(17) 佛処なる無二にして最勝なる彼岸に達し、(18) まざりけのない如来の解脱智の究竟に達し、(19) 終りと中とがない佛地の平等性を証解し、(20) 法界を極め、(21) 虚空界の辺際を尽し、(22) 未来の辺際を窮めている、というように佛の諸徳^⑤が説かれている。「極清浄なる覚がある」というこの句を解釈しているのは諸余の句であると知られるべきであって、かくの如く法性(dharmata)が善説されているのである。

「極清浄なる覚がある」という諸仏世尊のこの極清浄なる覚は、十九(二十?)^⑥の徳によって撰せられていると知られるべきである。すなわち、(1) 知られるべきものに対して一向に障碍なく起る徳と、(2) 有と無と二として無なる相である極清浄なる真如に入らしめる徳と、(3) 無功用なる佛事が不斷に住する徳と、(4) 法身において所依と意趣と作業とに差別がない徳と、(5) 一切の障碍の対治を修習せる徳と、(6) 一切の外道によって壞されない徳と、(7) 世に生まれて、しかも世間の法によって奪われない徳と、(8) 法建立の徳と、(9) 授記の徳と、(10) 一切世間界において受用と変化身とを示す徳と、(11) 疑惑を断つた徳と、(12) 種々の行に入らしむる徳と、(13) 後に法が起るのを知る徳と、(14) 信解するままに示す徳と、(15) 無量身によって有情を調伏する徳と、(16) 平等なる法身において波羅蜜多が成就された徳と、(17) 信解するままにまざりけのない佛国を示す徳と、(18) 佛の三身の境界が不斷である徳と、(19) 輪廻の辺際のあらん限り一切の有情を利益と安樂とに近づける徳と、(20) 尽きることはない徳、によって撰せられている。(佐々木对照附、p. 78, l. 1—p. 80, l. 12)

と、そのように、諸佛のすぐれた徳に關する句が叙述されている。そして、第三十三節の叙述の意味するものが、また第三十四節において菩薩の利他行として、その具体的な意味が叙述せられてくるのであって、次項においてその本文及び、無性の註釈をチベット訳を中心として解説を試みることにする。

三

『撰大乘論』無性註第二章第三十四節解説

〔本文〕

さらに、「菩薩の利他行の具体的な」意味による^⑧(arthadhikarana)とは、「菩薩が三十二の法を有するとき菩薩といわれる。三十二「の法」とは何かと言えば、(1)一切の有情を利益し、安樂ならしめようという増上意樂〔をもつこと〕、(2)一切智智に入らしめること、(3)私は何故にというようによく知ること、(4)我慢を摧破すること、(5)堅固なる増上意樂〔をもつこと〕、(6)虚構でない慈愛〔をもつこと〕、(7)友と友に非ざる者とに對しての平等なる心〔をもつこと〕、(8)涅槃の邊際に至るまで畢竟して友であること、(9)適切な言葉と笑顔とをもつて先ず語ること、(10)無限の大悲〔をもつこと〕、(11)受けた辛苦に絶望がないこと、(12)疲労のない意と聞と意味とによつて満足してしまわないこと、(13)自らの誤失に過失を見ること、(14)他人の誤失に怒ることなく導くこと、(15)一切の行道において菩提心を受用すること、(16)報酬を期待しない布施〔をもつこと〕、(17)一切の有趣の生起を所依としない戒〔をもつこと〕、(18)一切の有情に障礙がない忍辱〔をもつこと〕、(19)一切の善根を収める精進〔をもつこと〕、(20)無色界を除外した禪定〔をもつこと〕、(21)方便を有する智慧〔をもつこと〕、(22)四摂事によつて撰

せられた方便「をもつこと」、(23)持戒者と破戒者に対して二として無なる慈愛「をもつこと」、(24)恭敬して法を聞くこと、(25)恭敬して閑静処に住すること、(26)世間の種々なることに愛樂しないこと、(27)小乘を望まないこと、(28)大乘の功徳を見ること、(29)悪友を断つこと、(30)善友に親近すること、(31)四梵住を淨化すること、(32)五通によつて遊戯すること、(33)智を任持すること、(34)成就と邪成就に住する有情達を見捨てないこと、(35)一語を説くこと、(36)諦を尊重すること、(37)かの菩提心を先とすること、である」と説かれている如くである。これらの諸句によつて、また、最初の句が解釈されていると知られるべきである。

一切の有情を利益し安樂ならしめようという増上意樂という中で、この利益し安樂ならしめようという増上意樂という句は、十六の業が解釈されていると知られるべきである。そこで、十六の業とは、(1)展転実修の業と、(2)不顛倒の業と、(3)他によつて強いられずに自ら実行する業と、(4)確固たる業と、(5)欲望を起さず、利益を与えるものと害するものに対して親しむことといかりとがなく、後世にも生まれる、の三句によつて欲望のない業と、(6)二句をもつて、それと相応する語と身との業と、(7)樂と苦と二として無とに対して平等なる業と、(8)怯弱でない業と、(9)不退の業と、(10)方便を撰持する業と、(11)二句によつて所対治を厭う業と、(12)不断にそれを作意する業と、(13)六波羅蜜を正しく実修し、撰事を实修し、七句によつて勝進する業と、(14)正しい人に近づき、正しい法を聞き、閑静処に住し、不倫な分別を断ち、二によつて作意する徳と、二によつて友とする徳との六句によつて成就する実修の業と、(15)限りなく清淨化し、力を得、証解する徳、の三句によつて成就する業と、(16)集まりをよく撰する徳、ためらいなく教誡し教授し、あるものは法と財とによつて撰し、雜染にあらざる心、の四句によつてそれを安立する業で、それら諸句によつて初めの句が解釈されていると知られるべ

きである。〔偈に〕

実に、最初の句によって、徳に関連する句の別態がある。

実に、最初の句によって、種々なる意味による種々なる句がある。

と、説かれている如くである。(佐々木四本対照附、p. 80, l. 13—p. 84, l. 13)

〔無性註〕

三十二の意味は、十六の業によって解釈されていると知られるべきであるという中、業なるもの (karmatva) は実になされるべきもの (karanīyatva) として説かれているからである。^⑬

利益し安楽ならしめようとごう増上意樂 (nitasukhaktiryādhyaḡaya) とごう中、利益は後には安楽であって、例えは、貪の盛なる者の梵行 (Brahmacarya) の如くである。安楽は現在の喜びであって、例えは、欲のある者が批難せらるべき境界 (sāvadyavīśaya) において受用する如くである。利益と安楽とは現在と未来とにおける喜びであって、例えは、それと同じ、少々の貪 (paritarāga) をもつもの梵行する如くである。^⑭そこで、諸菩薩が、現在と未来とにおいて諸有身者が無上なる安楽に如何に親近すべきかと考えて、信解 (śraddhā) と欲 (chanda) とを自体とする盛なる意図 (vīśaya) のあるのが、増上意樂である。^⑮

- (1) 一切智智に入らしめること (sarvajñāḡānavataraḡa) とは展転の業 (parāmparā-karma) が説かれている。〔一〕灯 (dīpa) より千灯に拡大する如く、展転の業によって利益し安楽ならしめようという増上意樂が説かれている。同様に、他の (P. 292a) すべての句においても利益し安楽ならしめようという増上意樂の教説が適応される。
- (2) あるものにとつては利益し安楽ならしめようという増上意樂を有していても、顛倒しているのであるから、

私は何故に^①というように知ることによって、不顛倒の業 (aviparyāsakarma) が説かれる。自ら^②が知るのは顛倒することなく実行するからである。すなわち、

自らが知る徳は無比であり、自らが知ることのない垢「も」無比である。

天人も含めてこの趣は、これら二分によって莊嚴され、侵害する。

と説かれている如くである。次の如く、

自らが知るとは心髓の友となったものである、云々、

とも説かれている^③。

(3) 我慢を摧破すること (māna-utpādana) とは、他によって強いられずに自ら実行する業 (parodyojitanapeksam svatahprayogakarma) が説かれる。勸請を待たずに説法に入るからである。^④

(4) 堅固なる増上意樂 (dīdadhyaḡāyā) とは、確固たる業 (aksobhyakarma) が説かれる。輪廻に属する諸苦によって心の怖れることはあり得ないからである。^⑤

(5) 虚構のない慈愛 (akṛitīmapreman) と、友と友に非ざる者とに對しての平等なる心 (mitāmitresu samacitta) と、涅槃の辺際に至るまで畢竟じて友 (atyantamītram yāvan nirvānaparyantatāye) という三は、欲望のない業 (nirāmisakarma) など三種が説かれる。その中、欲望と無関係という中、欲望のために、その慈愛は虚構であつて、獲得があるまで慈愛するからである。欲望のない慈愛は虚構でないのであつて、一切時に「慈愛は」ないことにならないからである。如何なる欲望によつていいのか。友が、友と友に非ざるものに対して、親しむことと激怒とをもつのであり、平等なる心とはならない。しかし欲望のない (P. 292b) 心にあるものは両者に対して心は平等

である。欲望によって作られた友に随うもの (anuyata) は命のある限り随うのであって、永久にはない。けれども、菩薩は欲望がなくて慈愛するのであって、別の世にも随応するのであるから涅槃に至るまで永久に慈愛する。

(6) 適切な言葉と笑顔とをもって先ず語ること (pramitāvākyatā smitamukhapūrvaḥbhāṣanātā) というこれら二は、利益し安樂ならしめようという増上意樂と相応する語と身との業 (vākkāyākarma) が説かれている。

(7) 無限の大悲 (aparicchinamahakarunā) とは、樂と苦と二として無とに対して平等なる業 (duḥkhasukhadvāyesu samatākarma) が説かれている。凡そ苦のあるものに対して悲は起るが、樂であるものには起らないというそういう業は平等でない。一方に対して起らないからである。菩薩は、樂や苦や苦にもあらず樂にもあざざるものでもあれ、有情として撰せられるものは行の苦性を有するものであるから、彼等「有情」を差別することなく悲しむ故に、業は平等である。

(8) 受けた辛苦に絶望がないことは、怯弱でない業 (adnakarma) が説かれている。一切の有情を救済するという辛苦に勤む精進を捨てていない故に、誓いの如く成就するからである。

(9) 疲労のない意 (aparikhinamānasa) とは、不退の業 (avivartanyakarma) が説かれている。有情が邪行 (mithyāpratīpatti) するから利益し安樂ならしめようという増上意樂に随う業より退転することがあり得ないからである。

(10) 聞と意味 (gr̥tārtha) とによって満足してしまわなごころ (atīpti) とは、方便を撰持する (upāyaparigrāhaka) 業が説かれている。聞かれているから聞であって、經 (P. 293a) 等の諸法が「聞かれるの」であって、聞かれるものは何であつてもよいのではない。意味はそれらと同じものが語られているのである。聞と意味との二に満足して

しまわれないとは満足を知らないのであり、それが有情を成熟する方便を撰持する業である。聞と意味とによって満足してしまわれないのは、分に随って (yathabhavya) 句と文字の接続によって法が示されているからである。

(11) 二句によって所対治を厭う (vichanda) 業とは、自らの誤失に (atmaskhaitesu) 過失を見ること (dosadar-
canata) 他人の誤失に怒ることなく導くことというこれら二「句」によつて説かれていゝる。その中、所対治は貪 (raga) 等である。それを厭うとは転回することである。自らの誤失の過失を見るとき、それより離れる。よく制せられて、しかも信受すべき言葉 (adevayakya) によって、他人をしてなすところにあらざるところより離れしめることができるが、そうでなくては離れしめない。すなわち、

不可能 (asthana) であり、機会がなく (anavakāśah) 自ら邪に入る人にとって、云々、
と、経中に説かれていゝる如くである。世間においても、

自らの過失を過失と知るとき、ある時には離れることになる。そのことに対して徳を取るといふのであるが、増上慢を離れない。

と言われている。誰かが罪をおかした場合に利益しようとするためでなく、怒つて言うとき、彼のその言葉もまた信受すべきものでないから、いよいよ逆い、邪行をなすことになるが、一子「に對する場合」と等しい慈愛を起すものは罪をまねくとも、再びなさないという戒禁も撰持せしめることになる。

(12) 一切の行道において (tyāpāthesu) 菩提心を受用することとは、不斷に (samītan) それを作意する業によつてそれを知らしめる。それ (P. 293b) とは利益し安樂ならしめようという増上意樂に適應する。一切の所作に菩提の心は受用するからであつて、『行境清淨經』中に、

処するとき、すなわち、一切の有情を菩提の心髓 (bodhimanda) に処すべしと、心を発す。云々、と説かれている如くである。

(13) 「六波羅蜜を正しく実修し、摂事を実修し」七句によって勝進する業とは、報酬を期待しない布施より四摂事によって摂せられた方便 (upagrihitopaya) 「という句」に至るまで「によって説かれている」。更に段々と (uparyu-pati) 歓喜等の地の位態の、説かれる如き所対治を残りなく除く六波羅蜜と「四」摂事は、すぐれていて勝進に到るところの因である。業はなされるべきであるから。四つの波羅蜜多はそれと同じ言葉で説かれている。区別のあるものについて、それは説かれるべきである。そこにおいて有情の利益の所作が見られないから、菩薩は無色界に生れない。それ故に、菩薩の禅定なるものは無色界を除外したのであり、棄捨したという意味である。方便に善巧であるのは大悲を有する慧 (prajña) である。それによって有情の利益をなすからである。それがないと、有情の利益はないことになる。佛たるもの (buddhata) は有情の利益である。すなわち、

汝は慧 (prajña) と悲 (karuṇā) との二が相応して、受持して他を利益する。

利他としての正行は菩提行唯一の道である。⁽¹⁷⁾と説かれている如くである。

四摂事⁽¹⁸⁾は布施 (dāna) と愛語 (priyavadita) と利行 (arthacarya) と同事 (samānarthata) とである。布施⁽¹⁹⁾は摂受のために (P. 294a) 布施を起す。愛語はよく理解されるからであり、説法の相であるからである。利行は善に入るからであり、よく受持すること (sambhāna) の自体であるからである。同事は和合するからであり、共なる徳を性質とするものであるからである。或は布施とは法の器となす。⁽²⁰⁾愛語とは法を信解するものである。⁽²¹⁾利行とは法を信

解し実行する。同事とはつとめて努力する。絶えず種々 (vicitra) となすからである。それらこそが方便である。自体として撰せられるものであるから。

(14) 「正しい人に近づき、正しい法を聞き、閑静処に住し、不倫な分別を断ち、二によって作意する徳 (manasi-karaguna) と、二によって友とする徳、との」六句によって成就する実修の業といわれる中、成就する所作の故に実修とは成就する実修 (nispatiprayoga) である。およそその成就するものが業である。正しい人に近づきというより、友とする徳というそれら「六句」は経にいう八句である。「その八句による業は」持戒者と破戒者に対して二として無なる慈愛というより、善友に親近するに至るまで「の句」によって説かれている。作意する徳と友とする徳との二はそれぞれ二句が説かれているからである。

これらの中、戒が存在するから持戒者である。戒を罪とするものは破戒者である。彼らから法を聞くととき、法を恭敬する故に、かれら兩者をとともに、よき友として想うことによって彼等に親近する。破戒者を不善なる人というようには理解しないのであって、すなわち、

戒の劣れるも賢き者は低劣でなく、利することを語り明白に語るものに対して、

大師の如く恭敬すべきである。彼の善く説くもの (sukathika) に対するその慈愛と等しい。

と説かれている如くである。

恭敬 (P. 294b) して法を聞くとは、すなわち、

十六の行相をもって法は聴聞されるべきである。

住処^⑤より一クローシヤ (kroga) 離れているのが閑静処である。恭敬してとは如実に恭敬するのである。
不倫な分別とは欲等をもっているものであって、舞踏や……歌など世間の種々なることに愛樂しないことによつてそれらを全く断っている。^⑥

作意する徳とは、声聞や独覺乘に求めることを捨て、大乘の徳を求めることに相応しているからである。

友とする徳とは、悪友を断ち、善友に親近する。

(15) 「限りなく清浄化し、力を得、証解する徳の」三「句」によつて成就する業とは成就する証相 (linga) である。業 (karma) の語はここで証相 (linga) の同義異語に属する。無量と力と証解する徳などをもって、それら「四梵住を浄化すること、五通によつて遊戯すること、智を任持すること」が説かれている。^⑦

四梵住を浄化する云々は四無量 (catvāryapramāṇi) であつて、すなわち、慈 (maitrī)、悲 (karuṇā)、喜 (muditā) 捨 (upekṣā) が梵住 (Brahma-vihāra) である。それらが成就するとき、清浄なるものが……の如く顕証するもの (jñāpaka) であるから証相 (linga) の声を得る。

力 (prabhava) とは力 (Bala) であつて、五通をもつて遊戯する (vikrīdana) 神通 (iddhi) は大である。漏尽通 (asravaḥsayābhijñā) は「五通の」力 (prabhava) でない。慧解脱 (prajñā-vimukti) は大なる神通 (iddhi) でないからである。或は、それは菩薩の位態であるから未だ語っていないのであり、これも成就する証相 (linga) である。証解 (pratividdha) とは現証 (sākṣātkaraṇa) であり、それは現証する自在であつて、智を任持することとどうように説示されている。「智」は自内証 (pratyātman) による現量 (pratyakṣa) の智である (P. 295a)。任持すること (pratīṣṭhana) とは、洞穴 (gahvaraka) 「における場合の如く」であり、量 (証権) として説いているのである。

が、「限られた」境のみ (arthamātra) を「知る」識 (vijāna) ではない。それによって寂靜とはならないからである。^⑩

(16) 「集まりをよく撰する徳、ためらいなく教誡し教授し、法と財とによって撰し、雑染にあらざる心、の」四句によってそれを安立する業とは、利益し安楽ならしめようという、その増上意業を安立するのがそれを安立するである。それこそが業であって、成就と邪成就に住する有情達「を見捨てないこと (pratipattivipatipattisthitānah satvānaṃ anutsargah)」と、いふより終りに至るまで「の句が適応しているの」である。しかるに、これらの説述は、集まりをよく撰する徳というより終りに至るまでである。

「集まりをよく撰する徳は」破戒者が不善なる処より出るのであって、善を安立するのであり、しりぞけることをしない。

一語を説くこととはためらいのない教誡と教授 (avavāda-anuśāsanī) は信受すべき言葉 (ādēya-vākya) であるが故に、そして、ためらいのある言葉は信受すべきものでないからである。

諦を尊重することとは、法と財とによって撰する^⑪といつて、その説述は努力奮起するもの (udyojana) でもないものでも、「法と財との」両者によって正しく建立すること (samvibhāga) を認めて、法と財との二によってかくの如く成就するからである。これもまた業である。^⑫

菩提心を先とすることとは、それ (菩提心) によって撰取されている (parigraha) から雑染にあらざる心として「説かれて」いる。尊崇^⑬ (upāsana) などはこの命の結果のために貪り求めること (saṅgatā) を考えていないからであり、しかも、大菩提 (mahabodhi) が達成されるべき (prāptavya) であると思念されているからである。^⑭

偈頌の意味は既に説明しおわっている。(Peking 291b¹—295a⁷, 玄奘訳・大正三一・四一一頁c—四一三頁b参照)

略号

E・ラモット本・La Somme du Grand Véhicule, 1938

Peking: P. 北京版チベット大蔵経

佐々木四本対照・佐々木月樵『漢訳四本対照撰大乘論』

佐々木四本対照附・右同書所収チベット訳撰大乘論

印佛研・『印度学佛教学研究』

〔 〕内・本文その他によって補う言葉

註 第二章第三十四節という節の分け方はE・ラモット本による。

① 『佛教学序説』一八二—一八三、二〇七—二一九頁など参照。

なお、瑜伽唯識における業思想の成立を叙述するものとして、数多くの唯識論書の中、『唯識二十論』の第十八偈以下が重要と思われる。山口益・野沢静証『世親唯識の原典解明』、安井広済『唯識二十論講義』九三頁以下など参照。

② 野沢静証「智吉祥造莊嚴経論総義に就て」『佛教学研究』第二卷第二号所収、一二七—一二八頁による。

③ 荒牧典俊「撰大乘論第二章第三十二節」(『印佛研』第十二卷第二号所収) および、宇井伯寿『撰大乘論研究』、武内紹晃

「世親撰大乘論所知相分の組織」(『龍谷大学論集』三六四号所収)を参照されたい。

④ この本文に対して、無性は次のように註釈している。

「ともかく以上は、解釈するもの(P. 282a)の意図に関係せずに説かれねばならない。すでに説かれた意味を説くことは解釈するものの意図に順するのである。徳によるか、或は、意味によるかとは、徳の意図と意味の意図とによってである。反

復し、はたらいっているものが徳である。およそ、自らよくしようとする人々が道に従って修習されるべきである。観察されるべきものであるから、その意味はまさに知られるべきことであるが、決定的に修習されるべきではない。苦性の如くである。」(Peking 286b-287a³)

⑤ これら「徳による」句は『解深密經』序品、『佛地經』因縁品、『翻訳名義大集』などに見られることはよく知られているところであるが、長尾雅人教授より『華嚴經』の如来名号品や出世間品の各品の初めにも掲げられているとの教示を得た。如来名号品では、「三時の平等性を証解する」という句までを掲げ(大正九、四一八頁a、大正十、五七頁c、Peking 影印二五、七八頁、三、二)、離世間品では「虚空界の辺際を尽し」という句までを挙げている。(大正九、六三一頁b、大正十二七九頁a、Peking 影印二六、五九頁、一、四)。なお、徳という語の瑜伽唯識における意味は山口益『世親の浄土論』、八三―八四頁など参照。

⑥ これら諸徳の内容、及び、諸本による徳の句の数え方の相違などについては省略する。

⑦ チベット訳の本文及び無性註は、gs-par mdsad-pahiであるが、漢訳諸本、及び、チベット訳世親註の gcegs-par mdsad-pahi によって理解する。

⑧ この語に相当する漢訳は、由義処(玄奘訳)、義依止(笈多共行矩等訳)、因事義依止(真谛訳)、義増上(佛陀扇多訳)と見られる。(佐々木四本対照、四九頁)。なお、以下の引用文は、E・ラモット教授の指摘するように『宝積經』にも見られる。長尾雅人訳「迦葉品」『大乘佛典』9所収、三〇―三四頁、及び註(20)を参見されたい。

⑨ 漢訳四本及び「迦葉品」によって菩薩の語の重複をさせた。

⑩ 本文の叙述に従って、あえて三十二の句に分けなかった。

⑪ この業(kaś)に相当する漢訳は、佛陀扇多訳が「作事」とする以外、他の三訳は「業」となっている。(佐々木四本対照、五〇頁)。従って kamma として理解する。

⑫ Peking の …shen-dya-ba la/ は…shes-dya-ba la/ の誤写。デルゲ版は…shes…/。

- ⑬ 女婁訳「釈曰、三十二法由十六業、分別顯示、説彼業故。」(大正三一、四一一。)
- ⑭ 女婁訳「或有利益而非安業、如盛貪者強修梵行。或有安業而非利益、如樂欲者受用種種有罪境界。」
- ⑮ 女婁訳「或有利益亦是安業、如薄塵者業修梵行。」
- ⑯ 女婁訳「菩薩作如是心。云何皆令一切有情、當得無上利益安樂。言意樂者欲及勝解以為自性。此意樂勝故、名增上意樂。」
- ⑰ 女婁訳「譬如一燈照然千燈」。世親註もこの喩を上げている。また、『莊嚴經論』の yathakasmāddīpādhavati sumahā-ndīpanīcayo/‘prameyo ‘sahikhyeyo na ca sa punareti vyayamatah (Skt. IX, 54ab) ぶごご『維摩經』にも同様の内容の叙述が見られる。『インド古典研究』1所収の大鹿実秋校訂「チベット文維摩經テキスト」p.175, ll.20-21. E. Lamotte, L'Enseignement de Vimalakīrti, p. 210, § 66: 『大乘佛典』7所収の長尾雅人邦訳、六四頁など参照。なお、この無性註に示す業の名には「実修」(Prayoga)の語が省かれてゐる。
- ⑱ Peking は /a-la phan-pa... であるが、デルゲ版の /a-la ni phan-pa... である。
- ⑲ Peking は bdag cir, デルゲ版は bdag ciri. チベット訳本文 bdag cihī phvir shes yoiḥ-su ges-pa.
- ⑳… 女婁訳「謂我唯有如是聞慧、了知教証、自有堪能、起隨所應無倒加行。如有頌言、諸有自称量、勤求所求處、彼不速勦勞、而能到所到」。なお、この偈の出典は未詳である。
- ㉑… 女婁訳欠。
- ㉒ 女婁訳「他雖不請自然往彼、為説正法。」
- ㉓ 女婁訳「不能動壞所發心故。」
- ㉔ Peking は boos-na yin-pa ste/ であるが、デルゲ版の boos-na na yin-pa ste/ である。
- ㉕ この tshig ran-pa に対して、E・ラモット教授は mitapada に理解してゐる。「迦葉品」の梵文の三十二法を掲げるところでは anṭīāvākyatā となっているが、長尾教授の指摘によつて pramitāvākyatā として理解する。なお世親註はこれらの句を註釈して「応量而語及先言是語業。含笑是身業。応量語者唯作法語。言含笑者舒顏往來、作饒益事。」(女婁

訳、大正三二、三四八c)と訳述している。

- ②6 玄奘訳「如担而弁。」
- ②7 「意」はデルゲ版による。
- ②8 Peking は *bde-par bya-baho // lhag-pahi...* であるが、デルゲ版の *bde-par bya-bahi lhag-pahi...* による。
- ②9 Peking は *mñan-pa...* であるが、デルゲ版の *mñan-pa...* による。
- ③0 玄奘訳「義謂即彼所詮之義。」
- ③1 玄奘訳「聞義無足、如所堪能、応正道理而化導故。」
- ③2 本文チベット訳は *bdag-gyis* であるが、*hju* では *bdag-gi* である。
- ③3 *shhan-gyi* による。本文 *shhan-gyis*。
- ③4 Peking は *mi-gger-bar...* であるが、本文及びデルゲ版の *mi-ge-bar...* による。
- ③5 玄奘訳「貪瞋等。」
- ③6 玄奘訳「欲令遠離故名厭惡。若於自罪深見過失、速疾厭離、方能制他所不應作。言威肅故、非餘能制。」
- ③7 Peking は *bzlog-par mi-nus-kyi...* であるが、デルゲ版によって *mi* を入る。
- ③8 Peking は *shhan-du ma-yin te/* であるが、デルゲ版の *shhan-du ni ma-yin te/* による。
- ③9 出典未詳。玄奘訳「若自住邪行 便受他譏論 是人終不能 制止他過失。」
- ④0 デルゲ版の *...ñes ges-na/ hju*。Peking は *...ñes ge-na/*。
- ④1 出典未詳。玄奘訳「若自犯愆過 經時不觀察 不如理遠離 慢不取其德。」
- ④2 玄奘訳「若懷瞋忿、誨他所犯、以非利益非方便故、言不威肅、他軫違背、起諸邪行。如有頌言。 憐愍如一子 誨拳他所犯 決定令受持 後不復当犯。」
- ④3 デルゲ版の *...je...* による。

- ④④ 玄奘訳「……無間修治菩提心故、如所行清淨契經中説」。この經名は世親註にも見られ、『莊嚴經論』二利品第九偈下の長行中 (Skt. V, p. 21, l. 17, cf. fn. ③) に見られる。
- ④⑤ 出典未詳。玄奘訳「若見坐時 発如是心 願諸衆生 坐菩提座。」
- ④⑥ 玄奘訳「有差別者今当略积。捨無色界修静慮故者、菩薩不生無色界中、於彼不見能作利樂有情事故。亦不數入無色等至、不見彼処、有多功德之所依故。捨是離義」。藏漢共によく理解できな。
- ④⑦ 出典未詳。玄奘訳「雙修習慧悲 能作他利衆 利他行正道 一向趣菩提。」
- ④⑧ 四撰事については『莊嚴經論』度撰品、梵文七十二偈より七十九偈に詳細な叙述が見られる。山口益『アポロン佛』八三一—八五頁参照。
- ④⑨ 玄奘訳「由布施故、能撰受他。由愛語故、方便開解、為説法相。由利行故、隨其所應勸彼修善。由同事故、於最後時令彼同得不共功德。」
- ⑤⑩ 『莊嚴經論』度撰品の梵文第七十四偈長行 *amisadanena bhājanībhavati dharmasya vidheyatāpatteh* (Skt. p. 116, l. 18) 参照。
- ⑤⑪ 同じく度撰品梵文第七十四偈長行 *priyavādītayā tan dharmamachinnicyate tadarthavyutpādanasamīgayaccheda-natah* (Skt. p. 116, ll. 18-19) 参照。
- ⑤⑫ 同じく度撰品第七十四偈長行 *arthacaryayā pratipadyate yathādharna* (Skt. p. 116, ll. 19-20) 参照。
- ⑤⑬ 玄奘訳「……令所起行、転得清淨、転復微妙。由此具撰方便自性」。同じく度撰品梵文第七十四偈長行 *samanārthatayā tan pratipatīn viśodhayati dirghakālanuṣṭhānād/ idam sanīgrahavastūnām karma* (Skt. p. 116, ll. 19-20) 参照。
- ⑤⑭ 玄奘訳「由此加行、能令成滿。是故説名成滿加行。此即是業。」
- ⑤⑮ 玄奘訳によって補う。
- ⑤⑯ 玄奘訳「於此二種能説法者、為聞法故恭敬法故、起善友想無有差別。是故説言善友無二。由是因縁、於破戒者不応一向謂

非善友。」

⑤7 この偈の出典未詳。玄奘訳「若見戒雖羸劣 而能弁説利多人 如佛大師応供養 愛彼善説故相似。」

⑤8 この文の出典未詳。玄奘訳「如所説広義等中、由十六行応聴聞法」。デルゲ版は *don rnam-pa bcu-drug-gis chos mñan-par byaho* であるが、Peking は *don* が見られない。

⑤9 チベット訳では *snas-nas*... であるのに対して、ここに相当する玄奘訳は「聚落」であり、更に「於中居止、説名為住」という訳述も見られる。

⑥0 玄奘訳「如応而住、無有慢緩名慮重心。」

⑥1 玄奘訳「於世雜事不愛樂者、不愛世間歌笑舞等種種雜事、即是遠離欲等相応不正尋思。」

⑥2 チベット訳は *gar-byed-pa dan/ gar-byed-du hjug-pa dan/ glu-len-pa la-sogs-pa*... であるが、*gar-byed-du hjug-pa* という語、解説困難。玄奘訳前註⑥参照。

⑥3 玄奘訳「謂成滿相、名成滿業。此中業声、是相別名」。ここに「成就する証相」と理解したチベット訳は *grub-pahi rtags yab*。Satapitaka Tib.-Skt. Dictionary による *si* *siddhahetuka* という用例も見られる。

⑥4 玄奘訳「無量清浄等三句、釈前恒修治四梵住等三句。」

⑥5 この部分解説困難。 *de-dag-ni grub-pa-na rnam-par dag-pa bag-ta sha-ba bshin-du ges-par byed-pas rtags-kyi sgra bthob-po*。玄奘訳「由此表知所有内徳、成滿清浄故得相声。」

⑥6 玄奘訳は「遊戲五通名為威力。漏尽智通是解脱智名大威力。或取菩薩増上神通、名大威力。如是亦名成滿之相。」であり、チベットとその訳述が違う。

⑥7 *Peking* は *mthun yin te/ yab* であるが、デルゲ版の *mthu-ma yin te/* による。なお、世親註は「力を得るとは五通である」とある。(Peking 188b^v) である。

⑥8 『中辺分別論』障品安懸註に、*Bhāṣya* の *dharma* *hātoḥ sarvatragārthani pratividyati* を註釈し、*pratividyā-*

titi sakṣātkarotīty arthah. (山口・梵文、p. 100, II. 7-8) と云ふ。

⑥⑧ 玄奘訳「各別内証、名…」。世親註では「智を任持するとは、智を任持するが、識をではないのであって、自内証智を起して、その智をまのあたりに行う仕方をもって、法に住する。」(Peking 188b⁵⁻⁶)と云ふ。

⑦⑩ 玄奘訳「不唯於義、依趣於識非寂靜故。」

⑦① 『莊嚴經論』度摂品に、'yathā gahvarake dīpāñjanān prādeḡikān pratyakṣān nānirmalam tathā gṛāvakaṇān pratyekabuddhān ca/(Skt. XVI, p. 111, II. 18-19) と云ふ。なほ、gahvarake 15 Nagao: Index 2249。

⑦② 玄奘訳「謂於持戒犯戒有情、驅撰撰受。俱欲令其出不善処、安立善処、名不棄捨」。また世親註では「由於破戒亦不棄捨、安立不擯、令出不善、令住於善。」(玄奘訳、大正三一、三四九a)という。

⑦③ 玄奘訳「言威肅」。

⑦④ 『莊嚴經論』度摂品に、'dānamanugrāhaka upāyah/ āniṣādānena kāyikānugrahoṭpādānat/(Skt. XVI, p. 116, I. 12) と云ふ。

⑦⑤ 玄奘訳「謂財法二撰合成一種、積集財法、無異分別、平等分布如先所許、如是施与、除現所無。如有頌言。財供養能令衆生尽壽命 法供養能令究竟天寂靜。」

⑦⑥ 世親註は「雑染にあらざる心」を解釈して、「菩提心を撰受して有情利益をなすのであるが、自ら受用する(Paribhūñjate)のでない。然るに、また、この善根によって無上正等覺を完全に正覺して、諸有情を引摂すべきであるという如し。」

(Peking 189a²⁻⁴)と叙述して云ふ。

⑦⑦ 玄奘訳「凡有所作終不貪求他供事等、唯求証得無上菩提。」なお、大菩提という言葉について無性は「それは菩提でもあり、大でもあり、あるいは諸大の菩提であるから大菩提である」(本文序章・Peking 237a)と云ふ。

ところで、前節第三十三節において、「極清淨なる覺を有する」という空性真如なる法性・法界の態として、諸佛の徳が種々叙述されているのであるが、それらの中「法界を極める」という「輪廻の辺際がある限り、あらゆる有情を利益と安樂

とに近づける徳」が、本節三十四節との関連において注意すべきかと思われる。その徳について無性は、

法界を極めるというこれに対する解釈は、輪廻の辺際がある限り一切有情を利益と安樂とに近づける徳といわれるのであって、法界の意味はすでに説かれた。ここの、それを極めるとは、極めて清浄なるが故にである。それ「法界」等流 (nisyanda) の経などの諸法は、現在と後世とに所応する如くに、一切の有情を利益し安樂にするために近づくとである。(Peking 290a-3)

と解説し、法界・転識得智としての智の内容をきわめて適切に詳述している。そのように、諸佛の甚深なる徳は、智の内容として・佛としての本務の果遂として、われわれ人間の上に具体的に動向しているという菩薩の還相的側面の展開を示しているのである。かかる展開がまた、本節では、經文に語るところの菩薩たりうるための三十二法によって説かれてくる。それらの中、「一切の有情を利益し安樂ならしめようという増上意樂」(adhyāgaya: 深い志向のあること) という菩薩の實踐の深い志向が、それら三十二法の根底的な意味をもつとする。その利益し安樂ならしめようという菩薩の増上意樂が、ここでは具体的に十六種の業によって示されていることは既に知られるところである。無性註は、前節において「虚空界の邊際を尽す」という「尽きることのない徳」に対して障礙がない業をもつともいって、その業は、いわゆる『莊嚴經論』菩提品にいう智の無碍、業の無碍としての業の思想であり、前上の叙述によっても明らかとなるように、その菩薩行としての業の思想によって、清浄にするはたらきの態がわれわれに到り届くという大乘としての瑜伽唯識の必然的な展開が明示せられているのである。